

## 流山おおたかの森駅前センター地区道路詳細設計業務委託

### 特記仕様書

#### 1 適用範囲

本仕様書は、流山市（以下「委託者」という。）の実施する「流山おおたかの森駅前センター地区道路詳細設計業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書、設計書及び本特記仕様書の他、千葉県県土整備部「測量・地質調査・設計業務共通仕様書」によるものとする。

#### 2 業務目的

本業務は、おおたかの森駅前センター地区では多くの商業施設が立地しており、令和4年4月から6月にかけて、更に複数の大型商業施設の開業が予定されている。このことより、交通量が更に増加し、幹線道路以外への車両侵入が増え、歩行者の安全が懸念されることから、通行抑制が必要と考えている。

これに併せて、歩行者中心の整備をすることにより、回遊性向上の効果や交通への影響を調べるための検討を行い、それらの結果を踏まえた空間デザイン等の道路空間再編整備の検討を深度化させるとともに、道路（改築）の詳細設計等を実施し、協議用資料及び工事発注図書の作成を目的とする。

#### 3 履行期間

本業務契約締結日の翌日から令和5年2月28日までとする。

#### 4 委託概念

本業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある最適な管理技術者を定め、かつ最適な人員を配慮して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

## 5 業務対象範囲

本業務の委託箇所は、別途位置図に示す流山市おおたかの森西1丁目地先ほか、流山市道29024号線及び流山市道40137号線（以下「センター地区道路」という。）を対象とする。

## 6 業務内容

本業務は、対象路線に関する現況調査及び関係機関協議を行い、協議結果を反映した道路詳細設計を行い、工事発注図書の図面・数量計算書作成、検討経緯を取りまとめた報告書の作成を行う。

なお、以下に記載のない事項についても、調査員より指示があった場合は、誠意をもって対応すること。

また、本業務遂行にあたっては、別紙「市の考える課題及び検討事項」及び関係法令等を勘案すること。

### （1）道路詳細設計、平面交差点設計

#### ①設計計画及び施工計画

- ・対象路線を取り巻く社会的・経済的現況等の整理を行う。
- ・対象地区に係る総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画等を整理すること。
- ・センター地区道路の新たな回遊性を高めるため、車道幅員減少、一方通行化及び方向を含む検討を行うこと。
- ・工区を分けて計画すること。工区分けは以下を想定しているが、打合せ及び協議によるものとする。

0工区 車道幅員減少等に必要な仮設工事

1工区 市道29024号線（信号機含む）

2工区 市道40137号線（信号機含む）

その他 影響する範囲

- ・当該道路は供用道路であることから、交通があることを前提とした施工ステップを考慮し、計画すること。

#### ②現地踏査

- ・対象地区の人口や世帯数、土地利用等の現況について整理し、特性を分析する。
- ・令和4年6月に予定されている商業施設開業後、対象路線の影響範囲について交通量調査を実施し、実態を把握すること。

- ・センター地区道路の適正規模・配置計画の検討の基礎資料とするため、対象地区の利用実態を把握する。
- ・委託者及び関係者同席で現地配置計画に基づく現地踏査を行う。

③平面縦断設計

- ・センター地区道路沿いの建築物は概成しているため、出入口等の高さに大きな影響を及ぼす平面縦断設計をしてはならない。

④横断設計

- ・センター地区道路沿いの建築物は概成しているため、出入口等の高さに大きな影響を及ぼす横断設計をしてはならない。
- ・街路空間を車中心から人間中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組に必要な横断設計を行う。

⑤交差点容量・路面標示

- ・本業務で実施する交通量調査（12時間調査）をもとに、交差点容量の設計検討を行う。
- ・路面標示は道路法及び道路交通法を遵守した上で、区画線によらない表示方法も検討すること。

⑥道路付帯構造物・小構造物設計

- ・道路改良に必要な構造物設計を行う。
- ・流山市まちなみづくり指針に配慮した照明施設や、植栽を配置する設計を行うこと。
- ・千葉県設定単価、物価資料にない構造物資材を使用する際には、材料単価決定に必要な資材価格調査を実施する必要があるため、委託者と協議し対応を決定すること。

⑦設計図及び関係機関との協議資料作成

- ・図面は国土交通省CAD製図基準に準拠して作成すること。
- ・①～⑥を元に、関係地権者の合意形成に必要な協議及び資料作成を行うこと。
- ・①～⑥を元に、道路法第24条関係手続きに必要な、道路管理者協議及び資料作成を行うこと。
- ・①～⑥を元に、道路法第95条関係手続きに必要な、道路管理者と交通管理者協議及び資料作成を行うこと。

⑧概算工事費算出

- ・令和5年度事業開始に必要な予算計上のため、令和4年9月までに概算工事費を算出すること。

⑨数量計算

- ・数量計算は、千葉県県土整備部監修土木工事積算基準の項目に合わせて作成すること。
- ・数量計算書について、委託者指定の様式はないが、縦横混在の書式としてはならない。

⑩照査

- ・照査技術者は、チェックリスト等を用いて、道路詳細設計照査項目に基づく照査報告書を提出すること。
- ・照査技術者は、特記仕様書の事項について、適切に設計されているか確認すること。

⑪報告書作成

- ・報告書は、第三者が理解できるよう補足を踏まえ整理すること。
- ・報告書は、縦横混在を避け、片面印刷で作成すること。
- ・報告書は、厚さ10cmを超えない範囲で分冊し、作成すること。
- ・報告書とは別に、報告書概要版をA3用紙1枚程度まとめた作成すること。

(2) 測量

- ・受託者は、測量調査に先立ち境界の確認を行うこと。
- ・既存資料及び借用資料を参考とし、詳細設計に必要な資料を補足するために測量を実施するものとする。
- ・店舗棟の出入口・利用形態に留意し、詳細設計に反映できるようにすること。

7 設計協議

本業務の協議は対面を原則とし、業務着手時1回、毎月定例1回、成果品納品時1回行うものとする。

8 業務の指示及び監督

受託者は、本業務を履行するにあたり、別に定める監督員と協議した打合せ事項等は、記録簿作成のうえ内容を明確にしておくこと。また、業務着手に先立ち次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 主任技術者等選任届
- (3) その他監督員が指示するもの

受託者は、本業務の履行に必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項は双方協議の上、その指示に従わなければならない。

## 9 借用資料

本業務に必要な本市所有の資料は貸与する。

### 10 土地の立入り

受託者は、本業務の実施にあたり私有地に立ち入る場合は、予めその所有者の承諾を得なければならない。また、委託者の発行する身分証明書又は腕章を随時携帯し住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないように十分心掛けなければならない。

### 11 事故の防止

調査は、障害その他事故を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法規を守り円滑にこれを行わなければならない。事故損傷等が生じた場合、速やかに監督員へ報告するものとする。

### 12 成果品

本業務の成果品は、次に示すとおりとする。

- ・ 設計報告書 (A4) ※1 2部
- ・ 概要版報告書 (A3) 100部
- ・ 設計図縮小版 (A3版観音製本) 2部
- ・ 数量計算書 (A4) 2部
- ・ 関係機関協議用資料 1式
- ・ 業務で収集した資料 1式
- ・ 電子データ (CD) ※2 2部

※1 報告書は黒表紙金文字製本 (バインダータイプ) とし、厚さ10cmを超えない範囲で分冊し、作成すること。

※2 CAD図面は、DXF及びDWG形式とする。

### 1 3 成果に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後といえども、誤測又は測量の失策、不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正、補足をすること。これに要する経費は、受託者の負担とする。

### 1 4 成果品の帰属、支給品

成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

### 1 5 成果品の検収

成果品は、委託者（担当係長）の検査合格をもって完了とする。

### 1 6 本仕様に係る問い合わせ先

住 所 〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市まちづくり推進部まちづくり推進課

電 話 04-7150-6090

F A X 04-7158-9777

メール toshiseibi@city.nagareyama.chiba.jp